資料2

市立保育所の役割

多様化・複雑化する保育ニーズに的確に対応できる提供体制の整備を進めるため，平成28年4月，「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」を策定。市立保育所が担うべき役割を自覚し，全市的な視点に立って取組を進め，本市における子ども・子育て環境の充実を目指しています。

●保育の受け皿としての役割

国定義の待機児童は解消したものの，潜在的な待機児童は発生しており，また，年度途中における待機児童は今年度も発生する可能性があります。
さらに，2019年10月から予定されている幼児教育の無償化の影響によっては，新たな保育ニーズが掘り起こされる可能性もあります。
そのため，待機児童ゼロを維持する上で，市立保育所は公的な立場からも積極的に受け皿として機能することが求められています。

●民間事業者では難しい分野を担う役割

1　病後児保育の実施

市内2か所の内の1か所を新旭川保育所で担当。

平成30年4月から北彩都地区で開始した病児保育との連携による継続的・一体的な保育を期待できます。

2　特別支援保育（医療的ケア児の受入）の実施

平成30年4月から新旭川保育所で胃ろう児の受入を開始しました。

3　保育士再就職支援研修会の実施

保育士不足に対応するため，潜在保育士の掘り起こしを目的とした研修会を市立3保育所で開催しています。（平成30年度は3回開催予定）

●先導的・試験的な役割

1　私立保育所との連携（交流）

公開保育や研修報告会を開催するほか，地域の就学前児童の交流を進めるため，同地区の民間保育施設と積極的に交流しています。

2　特別支援保育に係る事例集の作成と公表

専門家の助言を得ながら，特別支援に係る取組の事例集を作成し公表します。

3　認可外保育施設への立入調査

こども育成係と合同で市内の施設に赴き，保育士目線で指導や助言をしています。

4　新「保育所保育指針」の研究・対応

H30.4からの指針で，保育所は「幼児教育を行う施設」として位置付け。小学校や家庭及び地域との連携等について，市立保育所としての役割も含めて具体的な方策を検討しています。